

番号	基準種別	項目	質問	回答	発出時期																				
1	4 報酬	「通院介助」の費用徴収	通院介助の費用徴収の取扱いはどのようにすればよいか？	<p>ケアプランに位置付けられた協力医療機関への定期受診等、利用者が適切な医療を受けるための支援は介護サービスの一環と考えられます。そのため、通院介助に係る人件費・燃料費は介護報酬に含まれるため、利用者から徴収することはできません。該当する事業所は今後、重要事項説明書、運営規程等において料金徴収に関する記載内容を見直し、下記区分による料金設定を記載するようお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費</th> <th>燃料費</th> <th>交通費実費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①協力医療機関への通院</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「人件費」は通院介助料、「燃料費」はガソリン代、「交通費実費」はタクシー代及び公共交通機関等利用料のこと。</p>		人件費	燃料費	交通費実費	①協力医療機関への通院	×	×	○	②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院	×	×	○	③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院	○	×	○	④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院	○	×	○	認知症対応型共同生活介護事業所における「通院介助」の費用徴収について（平成28年10月3日）
	人件費	燃料費	交通費実費																						
①協力医療機関への通院	×	×	○																						
②利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院	×	×	○																						
③突発的な容態急変等により、医師が必要と認める回数を超える通院	○	×	○																						
④利用者の希望による遠方の医療機関（車でおよそ30分以上）への通院	○	×	○																						

■基準種別：1 人員 2 設備 3 運営 4 報酬 5 その他